

教科書攻撃の新たな局面

鈴木敏夫(子どもと教科書全国ネット21事務局長)

1. 政治権力が教科書の用語まで規定

(1) 「つくる会」などの文科大臣による「訂正勧告」要求

昨年12月18日に、「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」）などは、山川出版『中学歴史 日本と世界』の側注「戦地に設けられた『慰安施設』には、朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた（いわゆる従軍慰安婦）」に対して、再三にわたり文科大臣に対して、発行者に「訂正申請勧告」を出すよう申し入れをおこなった。安倍内閣の「慰安婦」の「強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」との答弁書（2007年3月）を根拠※に、また、「従軍慰安婦」という言葉は当時存在せず、歴史用語として不適切、この用語は、強制連行というイメージと深く結びついて使われるようになった。などとしていた。

3回のやりとりで、文科省は「教科書用図書検定調査審議会の学術的・専門的な審議の結果、検定意見は付されなかったものですので、記述の訂正を当該発行者に勧告することは考えておりせん」と拒否回答をしていた。

※2014年の「改訂」検定基準の1項目「閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。（引用者：下線部を「政府見解条項」とする）

この段階では、安倍政権の「答弁書」（政府見解）を根拠では、教科書記述には踏み込めなかった。（こまなかった）

(2) 攻撃のあらたな局面

1) 改悪検定基準（2014年）…あたらしい「武器」での攻撃

3月22日の参議院文教科学委員会で、自民党の有村治子議員は、「従軍慰安婦」の用語について、政府として、「従軍慰安婦」と「慰安婦」の違いなどの統一見解を打ち立てることを提案した。これに萩生田文科大臣は、教科書検定基準の「~~政府見解条項~~」を持ち出し、慰安婦に関する用語の政府の統一見解がまとめられれば、「その内容に基づいて適切に検定を行っていくこととなります」と応じた。

2) 日本維新の会の参入と「菅内閣」の答弁書

この手の取り組みが得意な「日本維新の会」が参入してくる。同会の幹事長馬場伸幸衆議院議員は、「従軍慰安婦」や「強制連行」などに関する質問主意書を4月16日に提出し、次のような政府見解・内閣の答弁書（4月27日）を出させた。

① 「従軍慰安婦」の用語は、当時使われていなかった。また、いわゆる吉田清治証言を大新聞が報道したことにより、「従軍慰安婦」という用語を用いることは（引用者：「軍により『強制連行』された」という）「誤解」を招く恐れがある。今後は、単に「慰安婦」が適切である。

「いわゆる従軍慰安婦」、「従軍」と「慰安婦」の組み合わせも政府は使っていない。

② 「朝鮮半島出身の労働者の移入」は「募集」、「官斡旋」など様々な経緯があり、「強制連行」または「連行」ではなく「徴用」を用いることが「適切」である。

3) 歴史研究の成果や最高裁の判例、これまでの政府答弁にも反する「答弁書」

○「従軍慰安婦」に関して

① 閣議決定の答弁書で、ある事項についての歴史用語を政府見解として決定し、他の用語で記述することを禁止することは、前代未聞の出来事で、憲法の保障する学問・研究の自由、言論・出版の自由を踏みにじることである。

「従軍慰安婦」の用語を使えと言うことではなく、研究により適切ではないと、日本軍「慰安婦」、「性奴隷」などが使用されることもある。しかし、政府の見解で権力的に用語を規定することが問題である。テレビや新聞等のマスコミをつうじて広く日本社会に浸透した用語であり、教科書で使用することも、ありうることであり、学問・研究の自由の保障の一環である。

衆議院文部科学委員会（5月26日）で、「軍隊慰安婦」の用語も「最高裁の判例」で使われていることが紹介されたが、萩生田文科大臣は「承知していない」と答える有様だった。様々な用語があることが浮き彫りになった。

② 当時使われていなかった用語を問題視するのは、的外れも良いところである。最近見直しが進む「鎖国」は、当時使われていなかった。幕藩体制の「藩」も江戸時代は使われていない。逆に「大東亜戦争」は、太平洋戦争あるいは、アジア太平洋戦争と表記されてきている。歴史用語は、研究の進展などで変わるものである。

③ 河野談話（1993年8月）は、「いわゆる従軍慰安婦」と表現し、「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。」とのべている。

そして、河野談話は、吉田清治証言に基づいていないことも、菅義偉前首相（答弁当時、官房長官）も「そこは認めています」（2014年10月21日参議院内閣委員会）と答弁している。吉田清治証言の否定をもって、「慰安婦」に対する強制が否定されたとする根拠にはならない。

○強制連行について

① 在外被爆者の援護法適用問題での最高裁判決（2007年11月1日第1小法廷）では、「国民徴用令に基づく徴用令書の交付を受け徴用され」、「朝鮮半島から広島市に強制連行され」とあり、国民徴用令に基づく徴用について、「強制連行」と認定している。**政府見解条項と並ぶ「最高裁判所の判例が存在する場合」に該当する。「政府見解条項」とどちらが優先するのか。**

② 朝鮮では戦争末期の1944年（昭和19年）9月からの短期間、国民徴用令による動員が本格的に発動された。それ以前の1939年に日本政府は「朝鮮人労務者募集要項」を決定し、朝鮮総督府の行政機関をも協力した募集や官斡旋が行われている。「徴用令」が適用されない中国人などに対して同様なことが行われたことは強制連行として定着し、加害企業による謝罪・賠償なども行われている

③ 自民党小山孝雄参議院議員（後に、教科書採択の権限は、教育委員会あり、現場の意向は無視した採択も認めた文部大臣答弁を引き出す）は、「従軍慰安婦」の存在否定と合わせ、労働者の募集段階は、強制連行ではないと執拗に迫った。しかし、辻村哲夫（初等中等教育局長）は「強制連行は国家的な動員計画のもとで人々の労務動員が行われたわけでごさいます、募集という段階におきましても、これは決してまさに任意の応募というこ

とではなく、国家の動員計画のもとにおける動員ということで自由意思ではなかったという評価が学説等におきましては一般的に行われているわけでございます」（1997年3月12日参議院予算委員会）と、『国史大事典』も引用しつつ答弁している。

④ 国際労働機関（ILO）条約勧告適用専門家委員会は、1999年3月の報告書で「本委員会はこのような悲惨な条件での、日本の民間企業のための大規模な労働者徴用は、この強制労働条約違反であったと考える」と戦時の朝鮮人動員を強制労働と認定している。（この項、次を参照：URL <https://181030.jimdofree.com/>「強制動員問題解決と過去清算のための共同行動声明」2021年5月24日）

国家総動員法に基づく、国民徴用令は、軍隊への「赤紙招集」に対して、「白紙招集」とよばれ、強制的に指定された軍需工場などに招集された。応じなければ徴役などの罰則が科せられた。中には、行き先もしらされず、海外へ連れて行かれ命を落としたケースもある。それ自体過酷なもので、徴用も強制労働に他ならない。

このような、いい加減な「政府見解」は撤回すべきである。

2. 教科書会社への「訂正申請」の圧力

1) 検定での排除から、現行教科書の記述訂正

日本維新の会は国会の場で、次の検定を待たずに、検定済みの使用中教科書を対象に、政府見解に基づく教科書記述訂正をもとめる策動を開始した。同会の藤田文武議員の質問に答えて、菅首相「『従軍慰安婦』という表現を教科書から排除することについて、政府見解による検定基準で文部科学省が適切に対応すると承知している」（5月10日、衆院予算委員会）。萩生田文科大臣「今後そういった表現（引用者：従軍慰安婦）は不適切ということになります」「発行済み教科書への対応」については「発行会社が訂正を検討する。基準に則した記述になるよう適切に対応したい」（5月12日、衆院文部科学委員会）。

2) 文科大臣の「訂正勧告」も視野に

さらに藤田氏は、「日本軍慰安婦」や「強制連行」「連行」の記述がある教科書を答えさせ、訂正申請について答弁を求めている。特に中学の歴史教科書と高校の採択中の歴史総合の教科書については、教科書名と発行者を答えさせた。

○串田政府参考人

令和三年度から使用されております中学校社会の歴史的分野の教科書におきましては、従軍慰安婦の用語につきましては、山川出版社の「中学歴史 日本と世界」において記載されております。また、朝鮮人の強制連行の用語につきましては、学び舎の「ともに学ぶ人間の歴史」において記載がなされております。

また、令和四年度から使用されます高等学校歴史総合におきましては、従軍慰安婦等の用語につきましては、清水書院の「私たちの歴史総合」、実教出版の「詳述歴史総合」、東京書籍の「新選歴史総合」及び「詳解歴史総合」において記載がなされております。また、強制連行等の用語につきましては、第一学習社の「高等学校 歴史総合」及び「高等学校新歴史総合 過去との対話、つなぐ未来」、東京書籍の「詳解歴史総合」、実教出版の「歴史総合」及び「詳述歴史総合」、清水書院の「私たちの歴史総合」において記載がなされております。

さらに、今年度、高等学校において使用されております日本史の教科書でございますけれども、まず、日本史Aにつきまして、従軍慰安婦等の用語につきましては七点中三点、強制連行等の用語につきましては七点中七点、それから、日本史Bにつきましては、従軍慰安婦等の用語につきましては八点中二点、強制連行等の用語につきましては八点中六点の記載がなされているところでございます。

○串田政府参考人

「教科書の記述が、今回閣議決定された内容に基づく記述となっていない場合、教科書検定規則第十四条第一項の「児童生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのある記載」に該当するものと考えられる。こうした場合、教科書検定規則において、教科書発行者が訂正申請を行わなければならないものと規定されている。

発行者から仮に訂正申請がなされなかった場合、教科書検定規則において、文部科学大臣が訂正の勧告を行うことができるという旨の規定がある。」（議事録）

3) 文科省の「臨時説明会」

国会での答弁を受けて文科省は、たたみかけるように中学社会、高校の地理歴史、公民科の教科書を発行する15社の編集担当役員を対象に「臨時説明会」を5月18日にオンラインで行った。吉川元衆議院議員（立憲民主党）によるこの会議についてのヒアリングや新聞報道によれば、国会でのやりとりの速記録を出し、「主なスケジュール」との資料を示し、「6月末まで（必要に応じ）訂正申請」「8月頃、訂正申請承認」などの日程も伝えた。「申請をしなければ訂正勧告をだすのか」との質問に、文科省は「『勧告の可能性はある』と答えたという」「今月中に申請を、と暗に促された形だ」（「朝日新聞」6月18日）。「これで訂正しない会社はないと感じた」（「神奈川新聞」6月20日）。

3. 一連の動きをどう見るか

(1) 訂正申請の結果

文部科学省は9月8日、日本軍「慰安婦」や戦時労働の「強制連行」の記述について、教科書発行者5社から、現在使用中の中学校社会科（歴史的分野）、高校日本史（A・B）と世界史（A・B）、高校公民科「現代社会」「倫理」並びに、来年度から使用される高校歴史総合の各教科書、計29点、計53カ所について、「記述の削除や変更の訂正申請」があり、同日付で承認したと明らかにした。この中で、「戦地に設置された日本軍向け「慰安施設」と下線部を追加した（山川出版日本史B「詳説 日本史」など）り、また「いわゆる従軍慰安婦」の記述は残し、注釈で「日本政府は、『慰安婦』という語を用いるのが適切であるとしている」との政府見解などを付記した」社もある。これは「政府見解と反することを書いた上で、政府見解はこうであると書くような両論併記は否定しない」（「神奈川新聞」6月20日）と教科書課が、先の「臨時説明会」に関して答えていた。

さらに、10月11日付けでの承認した「訂正申請」も明らかにされた。こうして「従軍」や「従軍慰安婦」、「強制連行」の用語は、ほとんど削除された。ただ、「国民徴用令」が適用されない中国人の強制連行については、明確にした記述（実教出版「高校日本史A 新訂版」）などもある。詳細は➤「別紙」。

(2) 名指しされた教科書の結果

衆議院文部科学委員会（5月12日）で書名まで明らかになった教科書はどうだったか。

訂正申請（9月8日承認） **（10月11日承認）**

1) 従軍慰安婦など

○中学校社会（歴史的分野）

①山川出版「中学歴史 日本と世界」は、

「戦地に設けられた「慰安施設」には、朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた （いわゆる従軍慰安婦）」
下線部「いわゆる従軍慰安婦」を削除した。

○高等学校歴史総合

ア、用語を削除・訂正

実教出版「詳述歴史総合」 138ページ

「日本人として戦争を担った朝鮮半島・台湾出身者への保障や未払い賃金の請求、いわゆる「従軍慰安婦」など、政府は解決済みとしているが、問題は多い。」
下線部を「慰安婦」に訂正

イ、用語を残し、政府見解などを併記した

清水書院「私たちの歴史総合」下線部を追加

◇110ページ

「アジア女性基金は、いわゆる従軍慰安婦※問題に関して、道義的な責任を痛感した政府の決定に基づき…」

※従来は、政府の談話なども含めてこのように表現されることも多かったが、実態を反映していない用語であるとの意見もある。現在、日本政府は慰安婦という語を用いることが適切であるとしている

◇111ページ

先の記述の他に、本文「1992年 釜山従軍慰安婦・女子挺身隊公式謝罪等請求事件」に「等」を追加して残し、「※訴訟・事件の名称は当時の呼称や通称にもとづく。」などとした。

ウ、訂正申請しなかった

東京書籍「新選歴史総合」 121ページ

「各地に慰安所が置かれ、日本人や植民地および占領下の人々が慰安婦として従軍させられ、多くの女性の人が踏みにじられた」

東京書籍「詳解歴史総合」 132ページ

側注③「日本人や日本の植民地支配下、日本の占領下に措かれた多くの人々が慰安婦として従軍させられた」

2) 強制連行など

○中学校社会（歴史的分野）

①学び舎「ともに学ぶ人間の歴史」 143ページ

「一方、日本にいた朝鮮人は、帰国しようと博多（福岡県）や下関（山口県）などの港につめかけました。植民地支配のため生活が苦しくなり、日本に渡ってきた人たちや、炭鉱などに強制連行されてきた人たちです。

訂正申請をしなかった（9月8日）

→**訂正申請（10月11日承認）**

「一方、日本にいた朝鮮人は、帰国しようと博多（福岡県）や下関（山口県）などの港につめかけました。植民地支配のため生活が苦しくなり、日本に渡った人たちや、炭鉱などに送り込まれて働かされた人たちです。

○ 高等学校歴史総合

ア、用語を削除・修正

実教出版「歴史総合」134ページ 写真2・3のキャプション

訂正前「朝鮮（1943年）・台湾（1944年）に徴兵制が施行された。また労働力不足を補うため、約80万人の朝鮮人を軍需工場や炭鉱などに強制的に連行して労働に従事させた。中国人も同様に強制連行された。

訂正後「朝鮮（1943年）・台湾（1944年）に徴兵制が施行された。また労働力不足を補うため、徴用令などによって約80万人の朝鮮人を軍需工場や炭鉱などに動員してはたらかせた。中国人も強制連行された。」

実教出版「詳述歴史総合」

◇167ページ

訂正前「日本政府は労働力不足を補うため、約80万人の朝鮮人を軍需工場や炭鉱などに強制的に連行して労働させた。」

訂正後「日本政府は労働力不足を補うため、約80万人の朝鮮人を軍需工場や炭鉱などに動員して労働に従事させた。」

◇176、177ページ

訂正前「日本に強制連行されていた朝鮮人々中国人は故国に帰還したが、故郷の政情不安などの理由から日本に残留した朝鮮人も多かった。」

訂正後「日本に動員されていた朝鮮人々強制連行されていた中国人は帰還したが、故郷の政情不安などのために日本に残った朝鮮人も多かった。」

イ、用語を残し、政府見解などを併記した

清水書院「私たちの歴史総合」111ページ

訂正前 資料7 「≪資料：政府間以外のおもな戦後補償≫

2003年 対不二越強制連行労働者に対する未払賃金等請求二次訴訟

訂正後 「≪資料の表に注釈を追加≫

※訴訟・事件の名称は当時の呼称や通称にもとづく。

ウ、訂正申請しなかった

東京書籍「新選 歴史総合」127ページ 右上囲み<指摘外>

また、約 70 万人が日本本土に連行され、労働力とされたほか、戦争末期には徴兵制も実施された。

→訂正申請（10月11日承認）

また、強制的な動員をふくめて約 70 万人が日本本土に連れてこられ、労働力とされたほか、戦争末期には徴兵制も実施された。

東京書籍「詳解 歴史総合」

◇138ページ

「また中国など占領地域の住民も日本に連行され労働力として使用された。」

◇141ページ また、約 70 万人が朝鮮総督府の行政機関や警察の圧迫などによって日本本土に強制連行され、過酷な環境での労働を強制された。

訂正申請（10月11日承認）

また、朝鮮総督府の行政機関や警察の圧迫などによって強制的に動員され、過酷な環境での労働を強制された人を含む約 70 万人が、日本本土に連れてこられた。

第一学習社「高等学校 歴史総合」 152ページ 側注

「朝鮮から多くの人々が日本の炭鉱・鉱山や軍需工場に強制連行されたり、多くの女性が慰安婦として戦場に送られたりした。」

訂正申請（10月11日承認）

側注① 2021年4月、日本政府は、戦時中に朝鮮半島から労働者がきた経緯はさまざまであり「強制連行」とするのは不適切とする閣議決定をしたが、実質的に強制連行にあたる事例も多かったとする研究もある。

第一学習社「高等学校 新歴史総合 過去との対話、つなぐ未来」146ページ

「朝鮮から多くの人々が日本の炭鉱・鉱山や軍需工場に強制連行されたり、多くの女性が慰安婦として戦場に送られたりした。」

（3）その他の高校教科書（見本本）の「訂正申請」

高嶋さんの指摘より

そこで改めて1次分を含めて全体を概観すると、教科書会社・執筆者は弱い立場ながら、10月末からの本年度検定や2023年度中学用検定などを視野に、このような「不当な支配」に精一杯立ち向かい、布石を打っている様子が、いろいろと私には見えます。

『世界史A新訂版』実教出版

「強制連行や徴兵制も実施された」を「日本内地での労働力不足を補うため、多くの朝鮮人が動員され、鉱山などで過酷な条件のもとで労働に従事した。その後、徴兵制や徴用令も実施された」と大幅に加筆した

*スペースのやりくりが可能であれば、このように「強制連行」の実態を詳述できることを示し、答弁書を根拠とした強要を無力化できることを実証した

『私たちの歴史総合』（清水書院）

「アジア女性基金は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、～」の下線部に新たに注記マークを付け、「※従来は、政府の談話なども含めてこのように表現されることが多かったが、実態を反映していない用語であるとの意見もある。現在、日本政府は、「慰安婦」という語を用いることが適切であるとしている」との注記を加筆した。

*今回の場合、検定基準の「政府見解条項」が両論併記の形などで政府見解を加筆することを義務付けているにすぎない点を見透かして対応したもの。

生徒が「どのような表現が適切か？」を考える素材提起となっている。

『高等学校改定版 世界史 A』、『高等学校歴史総合』いずれも第一学習社

それぞれ本文の「強制連行」に側注記号を付け、下記の側注を加筆した。

「側注① 2021年4月、日本政府は、戦時中に朝鮮半島から労働者がきた経緯はさまざまであり、「強制連行」とするのは不適切とする閣議決定をしたが、実質的には強制連行に当たる事例も多かったとする研究もある」と。

コメント

*今回の記述改変の話題を正面から扱ったもの。ことが閣議決定に由来し、検定の基準である専門的学術的判断によるものでないことを直截的に明示する加筆を、検定官に認めさせたもの。事実であるし、新聞等で広く報道され、議論を呼んでいる状況が公知となっていることが、承認の下支えになったと思われる。

*学校教育法51条(高等学校教育の目的)の3項には「健全な批判力を養い」とある。「教科書もこうした政治力に影響されている」という事実を生徒が知ること、教科書を鵜呑みにしない判断力育成が促進されるという効果が期待される記述でもある。記述改変を企てた側にとっては「やぶ蛇」に近い事態。

10月下旬からの今年度の「日本史探求」などの検定では、他の検定意見による修正と関連付けることで、今回よりは融通が効きやすく、2023年度中学教科書検定ではさらに自由度が増すこととなります。

繰り返しますが、上記①～⑨事例からは、編集者・執筆者がそうしたそれぞれの機会に腕を振るい、底力を十分に発揮できるように、今回の経験を取り込んで準備を進めていることを示しているように見えます。

私たち“外野”の一般市民が次世代のための教科書についてやるべきことは、教科書行政に関心を持ち続け、情報の迅速な共有化などを通じて、編集者・執筆者が検定に際して主体性を貫けるより健全な社会的環境を整えることだと考えます。

その意味で、今回の訂正申請の結果に示されている「どっこい言いなりにはなるものか」という執筆者たちの誇りと意気どみに私たちも寄り添い、今後の取り組みに結び付けたく思います。

【評価】

最初の訂正申請の結果（9月8日）では、名指された教科書の多数の執筆者・発行者が、用語を削除せず政府見解を付記する。あるいは、訂正申請そのものを行わなかった。このことは学問・研究の自由、言論・出版の自由を守る上で重要である。執筆者や教科書発行者の努力の結果である。

やはり、政府答弁書に無理があったことも指摘できる。これまでの政府答弁などで、一定の歯止めがあった。6月9日の衆議院文部科学委員会で、畑野君枝議員（日本共産党）の質問に、瀧本文科省初等中等局長は「(教科

書記述について)政府の統一的な見解とは異なる見解を排除するという趣旨ではございません」を確認している。この2014年の「改定」検定基準を論議した教科用図書選定審議会(2013年12月20日)では「政権の交代とか、あるいは、一部の方々の主唱によって基準が改定されるという今回の基準の改定というのは、やっぱり異常である」との意見が出されており、先の答弁が生まれていた。

しかし、その後10月11日の承認をみると、「強制連行」について、残っていた記述について、訂正申請が行われている。中には、本文を残し、側注で政府見解とそれとは違う研究を紹介している教科書もある。

また、「慰安婦」について、文科省が答弁した教科書の中に「慰安婦として従軍させられ」(東京書籍、2点の教科書)が残っている。軍の関与と強制的に「慰安婦」にさせたかどうかに触れる問題である。しかし、「適切でない」ではなく、政府は使っていない記述ではある。再開された国会でどうなるか。

(3) 教科書介入の新段階とねらい

1) 高校教科書への攻撃

これまでの中学校社会科教科書だけでなく、記述が減ってきているとはいえ、中学校社会科教科書に比べれば日本軍「慰安婦」や強制連行の記述がかなりあった高校教科書に対する、新学習指導要領での教育課程がはじまる時点でのあらたな攻撃である。さらには検定中の日本史探求、世界史探求だけでなく、旧課程の2年生以上の教科書の全てが対象である。これまでの検定の上に「政府見解」検定が幅広く行われた。

2) 政府の意向でいつでも教科書記述が変えられる

このような、一度検定を通った教科書に対する、政府見解による教科書記述の訂正要求は、かつてなかったことで、基本的に教科書は、4年ごとの文科省の検定で内容の改変が行われる。また、統計データの変化や歴史的事実の問題(石器ねつ造事件など)が起きた場合は、検定を待たない「訂正申請」もあり得る。しかし、今回のようなことが、常態化すれば、政府見解で教科書記述がいつでも変えられる。つまり、通例4年に一度の検定だけでなく、政府の時々意向で、毎年教科書記述に介入できる。教科書は政治の道具に過ぎなくなる。

萩生田文科大臣(当時)の記者会見(9月21日)で記者から「市民団体の方が記者会見をされて、こういった、国会議員からの質問主意書に対する閣議決定を受けて訂正申請という形が常態化するようなことがあると検定制度そのものが形骸化してしまうというご指摘をされています。この批判について、大臣、どうお考えかお聞かせください。」と質問がでた。

萩生田氏は、「うちのスポーツ庁の長官は、オリンピックが終わったときには銀メダリストでしたけど、その後のドーピング検査によって数年後に金メダリストになりましたから、その直後に発行された教科書の中では、室伏さんというのは銀メダリストと書いてあるのですけれど、これは当然、金メダリストになった段階でそのことを周知をするということも必要だと思うので。国会の質問主意書というツールを使って、たまたまこういう事実関係の確認を政府がしたまでであって、どういうシステムにしろですね、事実が明らかになった段階で、それをその政府がオフィシャルコメントとしてきちんと発信した以上は、そういったことを教科書会社の皆さん伝えるのは、我々としての使命だと思っています」と開き直っているが、問題のすり替えである。

3) 政治的思惑が背景にあったか

萩生田文科大臣が、一転して「政府見解条項」を使つての教科書記述変更を「指南した」のは、彼らの元々の体質もさることながら、教科書問題でも安倍内閣を引き継いでいることを積極的に示そうとした、菅内閣の方針が背景にあったのではないか。憲法問題への取り組み、選択的夫婦別姓問題見送りなど、「つくる会」はともかく、「日本会議」などの右翼改憲勢力へウイングを広げようとしていた。

4) 河野談話の徹底した空洞化

歴史修正主義勢力は「河野談話の廃棄」を要求している。しかし、国際公約はそう簡単に否定できない。そこで、菅内閣は、1993年の河野談話を継承するとしながら、談話にもられた「いわゆる従軍慰安婦」などの用語使用を禁止することを通じて、「慰安婦」への日本軍の関与や強制性を消し、河野談話を徹底的に空文化することをねらった。

つまり「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。(河野談話)」を否定し、日本の侵略加害の事実を覆い隠し、戦争を反省する意識を子どもたちはもとより国民の中から消し去ろうとするものである。

4. この問題をどう打ち破るか

1) この問題は「用語の問題」ではない、国家的検閲

政府の答弁書を再度読んでみると「政府としては、『従軍慰安婦』という用語を用いることは誤解を招くおそれがあることから、『従軍慰安婦』又は『いわゆる従軍慰安婦』ではなく、単に『慰安婦』という用語を用いることが適切であると考えており、…」

これは、この問題の見方、考えかたを政府が示し、用語の適否に触れている。歴史研究者でもない政府が問題の捉え方を示し、用語の適否を論じている。このようなことは、学問・研究に対する乱暴な介入である、ひいては、「国家による検閲」の発動とも指摘できる。これは実質的な「国定教科書」への道である。

さらに、用語にとどまらず、記述内容に踏み込む恐れがある。訂正申請をみると、そこまで行っていないが、現在進行中の「日本史探究」「世界史探究」などの検定がどうなるか。

検定は、問題であるが、検定調査官との一定のやりとりもある。不十分ながら、蓄積されたルールもある。今回の「訂正申請」は、問答無用の介入であり、訂正申請に関わる審議会などは、追認するしかなかった。今後の動向も見極めたい。

2) 取り組み

この問題で、「従軍慰安婦」など歴史用語の教科書記述に対する政府の介入に抗議し、政府見解とそれに基づく訂正申請承認の撤回、2014年改定検定基準の廃止を求める(要求書)の団体賛同を子どもと教科書全国ネット21

が提起し、賛同を集め、二度の記者会見を行い一定の影響を与えた。賛同体は、多様な団体から、予想以上に集まり200団体を越えた。また聞きつけた海外（韓国の「アジアの平和と歴史教育連帯」、日本軍「慰安婦」歴史館）やドイツ在住日本人の「ベルリン・女の会」からも寄せられている。

これに対する脅迫とも言えるメールも来ている。

3) 問題の核心

首相や文科大臣への要求項目は以下である。これが今回の問題に対する核心的な論点であり、学会協議会員任命禁止問題など、日本の民主主義の危機、学問研究の自由に関わる問題として、より広いベースでの運動へ発展させるため、国会で議論があったので、新衆議院議員をも巻き込んだ、院内集会などをさらに計画している。

1. 「従軍慰安婦」「強制連行」などについての4月27日の答弁書（閣議決定）を撤回すること。
2. 9月8日の訂正申請承認を撤回すること。また、更なる訂正申請の強要、文科大臣による訂正申請の勧告を行わないこと。
3. 社会科並びに地理歴史および公民の教科書検定基準の2014年改定部分を直ちに廃止すること。

5. 補足

(1) 問題の捉え方…安倍「教育再生」の一環としての教科書攻撃の新たな踏み込み

これまで、「つくる会」系教科書の普及や日本会議などの「市民運動」で、彼らからみれば、「従軍慰安婦」記述の減少や積極的に取りあげてきた教科書の退場、教科書記述の改変などに一定の「成果」をあげてきた。しかし、その取り組みは、「自由社」教科書の弱小化に加え、昨年の「育鵬社」教科書採択の大幅減で後退を余儀なくされた。

安倍晋三首相は、「戦後レジーム」からの脱却で「美しい日本を取り戻す」として、「世界で企業が一番活躍する国づくり」、「戦争する国づくり」めざしてきた。特に教育に力を入れ、改定教育基本法の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」「国と社会に貢献する人材」をめざして、国民の価値認識、社会認識、歴史認識を都合良く書き換えようとしてきた。具体的には、道徳の教科化が推し進められるとともに、学習指導要領、その解説や検定基準の改定で、教科書への直接介入が進められてきた。

1990年代から始まった第3次と言われる教科書攻撃は、安倍氏の2012年末の政権奪取と共に質を強化し、安倍教育再生の政策の一環に組み込まれ、新たな介入強化が進められ、それが、今回の教科書の用語を変更させる迄の介入に行き着いたのかもしれない。

(2) 検定基準は、これまでも猛威を振るってきた。

第2期政権の発足後、安倍晋三首相は、教科書検定について「改正教育基本法が精神が生かされていない。（教科書をチェックする）検定官に認識がなかったのではないか」（2013年4月10日 衆議院予算委員会）と検定制見直しを必要と強調した。

自民党の「教育再生実行本部・教科書検定の在り方特別部会」（主査・萩生田光一総裁特別補佐、前文科大臣）

は「議論の中間まとめ」（2013年6月25日）を出してそれに呼応した。実現しなかったが、その中では、「近隣諸国条項の見直し」まで触れていた。教科書問題は、直ちに文科省に下ろされ、下村博文文科大臣（当時、前自民党政調会長）の下、文科省は5ヶ月後「教科書改革実行プラン」（同年11月13日）を発表した。この「プラン」は直ちに具体化され、「改定」検定基準（※）が発表された。

※ 「改定」検定基準

- (1) 「未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。（下線部を追加）」
- (2) 「近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。」（新設）
- (3) 「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」（新設）

従来の(1)は、一応建前としては、教科書記述の正確性などを見るためとなっていた。しかし、今回の「特定の事柄を強調し過ぎていたり」に該当するかどうか、「未確定の事実」か「通説」か、を判断するのは、事実上文科省の職員である教科書調査官であり、これまでの安倍首相の言動や自民党の教育再生実行本部の議論からすれば、今後南京事件、日本軍「慰安婦」等を否定する少数説も「書かされ」、育鵬社教科書の“問題な”内容も容易に検定合格していく可能性をはらむものであった。その後の、中学、高校教科書の検定でこの危惧が現実のものとなっている。

領土問題では、政府見解を書かされ、最近では、「北方領土」や「竹島」は「不法占拠」されていると書かないと検定は通らない。

さらに、現在の学習指導要領の資質・能力論に基づく、主体的・対話的な深い学び（アクテブラーニング）に経産省主導の「GIGA スクール構想」による「個別最適化」学習が重なってきている。コロナ禍の中で、デジタル機器や学習コンテンツが急速に普及している。その中でのデジタル教科書は、教科書問題のあらたな展開が予想される。デジタルコンテンツの導入は、教師の教材作成や授業の工夫を越えて、学習指導要領の一層の押しつけ、画一化が浸透する危険もはらんでいる。学校現場への一方的な押しつけには、一層の警戒を要する。

【参考資料】

教科書の記述に対する政府の介入に抗議する会長声明

2021（令和3）年11月10日

東京弁護士会 会長 矢吹 公敏

政府は、本年4月、国会議員の質問主意書に対する2つの政府答弁書において、「従軍慰安婦」という用語は、女性らが日本軍により強制連行されたという誤解を招くおそれかおり、単に「慰安婦」という用語を用いることが適切だとし、また、朝鮮半島から日本本土への労働者の動員についても、「強制連行」又は「連行」ではなく「徴用」を用いることが適切だとした。

その後、文部科学省は本年9月8日、教科書会社5社から、中学・高校の歴史教科書などについて、「従軍慰安婦」と「強制連行」という用語の削除や変更の訂正申請かおり、これらを承認したことを明らかにした。

かかる訂正申請に関しては、今般の閣議決定の後、文部科学省が本年5月、教科書会社を対象に説明会を開き、検定に合格した教科書について、記述の訂正申請は「本年6月末まで」と示した上、文科相による訂正勧告の可能性にも言及したことや、教科書の個別の記述について文科省が発行者向けの説明会を開くのは異例であることが報じられている。

社会科等の教科用図書検定基準は2014年1月に改定され、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」という基準が付加された（以下「2014年改定基準」という。）。今般の教科書の記述の訂正は、同基準に沿ってなされたものと言える。

本来、人間の内的価値に関する文化的な営みとしての教育に、党派的、政治的な観念や利害が入り込むべきでなく、教育内容に対する政府の介入は抑制的でなければならない（旭川学力テスト事件最高裁判決（最大判昭和51年5月21日刑集第30巻5号615頁）。閣議決定などはその時々々の政治的判断に基づく政治的色彩の濃いものであり、社会的に見解の分かれる事項について正しい唯一の結論とは到底言えない。

当会は、2015年5月12日付「教科書検定基準等の改定及び教科書採択に対する意見書」（以下「2015年当会意見書」という。）において、2014年改定基準は、国による教育への過度の介入であり、子どもの学習権（憲法第26条）等を侵害するおそれかおるとして、国に対し、同基準の撤回を求めている。

今般の閣議決定は、慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話（1993年8月4日）の立場を「継承している」とする。しかし、河野談話は、慰安婦の募集が、甘言、強圧等により、本人達の意思に反して集められた事例の数が多いこと、特に朝鮮半島出身の慰安婦の募集、移送等が、甘言、強圧等により、総じて本人たちの意思に反して行われた事実を指摘している。「従軍慰安婦」「強制連行」という用語が適切でないとする閣議決定の見解は、河野談話と整合せず、恣意的であると疑わざるを得ない。

政府が閣議決定をもって教科書記述の内容を事実上決定することが、子どもの学習権を侵害し、教育の本質に反するおそれがあることは2015年当会意見書が指摘したとおりであり、今般の教科書の記述の訂正は、まさに同意見書が表明した懸念が現実化したものと言える。

よって、当会は、教科書の記述に対する政府の介入に抗議し、引き続き2014年改定基準の撤回を求めるものである。

以上